○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条・第五条）
第二節　運送の申込みなび引受け（第六条・第十七条）
第三節　積付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十条）
第五節　事故（第二十一条・第二十二条）
第六節　指図（第二十三条・第二十四条）
第七節　責任（第二十五条・第三十条）
第八節　運送賃（第三十一条・第三十五条）
第九節　料金等（第三十六条・第四十条）
第十節　違約金又は取扱上等（第四十一条・第四十二条）
第十一節　責任の特別消滅事由（第四十三条）
第十二節　特別の運送（第四十四条・第四十五条）
第十三節　運送引受者の責任（第四十六条・第四十八条）
第十四節　雑則（第四十九条・第五十一条）
第三章　積込み又は取卸し等（第五十二条・第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、当項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣例によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物運送その他特別の取扱いを必要とする貨物運送については、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　発送期間、運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって運賃とします。

（運送の拒絶）

第六条　当店に貨物の運送の申込を者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　集貨及び配達を行う区域及び集貨及び配達の頻度

三　集貨及び配達又は発送及び到着の希望日時

四　集貨及び配達又は発送及び到着の場所（地番、アパートその他建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

五　運賃、料金（第十七条第一項に規定する利用運送手数料、第二十四条に規定する特殊荷扱料、第三十六条に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料利益調整料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の支払方法

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　商品については、貨物の種類及び価額

九　第六十二条に規定する貨物の積込又は取卸しを委託するときは、その旨

十　第六十三条第一項に規定により附帯業務を委託するときは、その旨

十一　運送業務に付随することを委託するときは、その旨

十二　特約事項の内容について承諾する旨

十三　その他の貨物の運送に関し必要な事項

2　前項において、当店が承諾の方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当店の使用に係る電子計算機と申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続するものをいう。以下同じ。）による運送の申込みを受けるときは、当該申込者は、当店の定めるところにより、同項に規定する事項を当店の使用に係る電子計算機に入力し、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければなりません。この場合において、申込者は、当該運送申込書を提出したものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引き受けることとするときは、次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　運賃、料金等の額

二　当店は、前条第二項の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質について当店に虚偽の通知をしたことが明らかになったときは、申込者の同意を得て、その全部又は一部について、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないものとみなして、これを訂正することがあります。

3　当店は、前項の規定により訂正した場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をしません。

4　当店が、第二項の規定により訂正した場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、申込者に対し、その訂正に要した費用の負担を求めることがあります。

（運送の申込み及び引受け）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による協議の開きがないとき。

二　当該運送に関し、申込者が特別の負担を求められたとき。

三　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

四　天災その他やむを得ない事由があるとき。

五　暴動、騒乱その他の混乱により運送の安全を確保することができないとき。

六　現金、小切手、有価証券、貴金属、美術品、骨董品、宝石、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに預金通帳、印鑑、自己を表示する署名鑑、イリジウム・タングステンその他の稀金属、金細工、紅玉、緑柱石、貴石その他の宝石石、象牙、べっ甲、珊瑚及びその製品

七　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号が明らかでないとき。

八　危険品又は他の貨物に損害を与えるおそれがあるものについて、その旨を明らかにしないとき。

九　その他運送に関し必要な事項について、申込者が当店の求めに応じないとき。

（運送の申込み）

第十条　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び金属製の通貨並びに有価証券、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに預金通帳、印鑑、自己を表示する署名鑑、イリジウム・タングステンその他の稀金属、金細工、紅玉、緑柱石、貴石その他の宝石石、象牙、べっ甲、珊瑚及びその製品

二　客荷及び荷造りを加えて一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

3　この運送約款において「引渡日」とは、第二項第一号及び第二項第二号に掲げるものをいいます。

（運送の依頼書の交付）

第十一条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の拒絶）

第十二条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第十三条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第十四条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第十五条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第十六条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（運送の引受け）

第十七条　当店は、前条第一項の運送申込書を受理の交付に受けた場合において、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送申込書を交付したものとみなします。

（利用運送及び利用運送手数料）

第十八条　当店は、他人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を自己の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業の区域を超える運送又はこれと併せて行う鉄道、船舶若しくは航空機による運送（以下「利用運送」という。）をすることがあります。

2　前項の利用運送を行う場合は、当店は、あらかじめ、荷主に対し、その旨及び利用運送を行う者の氏名又は名称を通知します。

3　当店は、第一項の利用運送を行うときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の利用運送手数料を収受します。

一　当該利用運送に係る運賃、料金等の額（当該利用運送に係る運賃、料金等の額が定められていないものについては、当該利用運送に係る運賃、料金等の額に準じて当店が定める額）の百分の十に相当する額

二　当該利用運送に係る運賃、料金等の額が千円未満であるとき　百円

4　第一項の利用運送を行う場合には、当該利用運送に係る貨物について、当店が別に定める料金を収受します。

（荷造り）

第十九条　荷受人が引渡しを受けた貨物の荷造りが不完全であったため、その貨物が滅失し、き損し、又は他の貨物を汚損したときは、当店は、その損害を賠償しません。

（荷造りの義務）

第二十条　当店は、貨物の荷造りが運送に耐えないと認めるときは、荷送人に対し、荷造りの変更を求めることがあります。

2　当店は、荷送人が前項の求めに応じないときは、その貨物の運送を引き受けないことがあります。

（積付け）

第二十一条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　シート、ロープ、縛木、台木、充てん物その他積付用品は、当店が用意します。

3　当店は、荷送人が積付けを指定したときは、その指定に従って貨物を積付けます。ただし、当該指定に従って積付けることが当店の責任において困難であるときは、この限りでありません。

4　当店は、前項ただし書の場合において、荷送人の指定に従って貨物を積付けなかったことにより生じた損害を賠償しません。

（積付けの義務）

第二十二条　当店は、荷送人の指定がない場合は、運賃、料金等の額、貨物の種類及び性質、荷造りの状態、運送の方法、運送の距離、運送の難易、運送の時期その他の事情を考慮して、貨物を積付けます。

2　当店は、前項の場合において、貨物の積付けが不完全であるため、その貨物が滅失し、き損し、又は他の貨物を汚損するおそれがあるときは、その貨物の運送を引き受けないことがあります。

（積付けの義務）

第二十三条　当店は、貨物の積付けについて、荷送人の指図があったときは、その指図が不適当であると認めるときを除き、その指図に従って貨物を積付けます。

2　当店は、前項ただし書の場合において、荷送人の指図に従って貨物を積付けなかったことにより生じた損害を賠償しません。

（荷受人の通知）

第二十四条　荷送人は、貨物の引渡しを受ける者（以下「荷受人」という。）を当店に通知しなければなりません。

2　荷送人が前項の通知をしないときは、当店は、荷送人を荷受人とみなします。

（荷受人の引渡し）

第二十五条　当店は、貨物の引渡しを荷受人に対して指図することができます。

2　当店は、荷受人が貨物の引渡しを受けるまでの間、その貨物の保管に関し、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

3　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第二十六条　当店は、荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第二十七条　当店は、荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第二十八条　当店は、荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第二十九条　当店は、荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十条　当店は、荷受人を確知することができないときは、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告することがあります。

2　当店は、前項の催告をした場合において、荷送人が同項の期間内に指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（受取及び引渡しの場所）

第三十一条　当店は、運送申込書に記載された集荷先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（貨物引き受け時の荷受人に対する引渡し）

第三十二条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって足ります。

一　荷受人が引渡しを受けることを拒絶したとき。　荷送人

二　荷受人が引渡しに不便の場合において、荷送人から貨物の引渡しを請求されたとき。　荷送人

三　荷受人の所在が不明のため、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その指図をすべきことを催告した場合において、その期間内に荷送人から指図がないとき。　荷送人

（留置権の行使）

第三十三条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しを拒むことがあります。

2　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けるまでは、当該荷送人との運送契約について当該荷送人に対して有する金銭債権の弁済を受けるまで、当該貨物を留置することがあります。

（指図の取消し）

第三十四条　当店は、荷送人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、指図の取消しを請求することができます。

2　当店は、荷受人が貨物の受取を拒み、又は荷受人を確知することができない場合は、荷送人に対し、指図の取消しを請求することができます。

3　当店は、荷送人が前二項の請求をしないときは、その貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十五条　当店は、第三十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求める場合において、荷送人が所在不明その他の事由により指図を受けることができないときは、その貨物の受取を拒否し、又はその貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十六条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒んだ場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告したときは、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十七条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒んだ場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告したときは、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十八条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒んだ場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告したときは、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第三十九条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒んだ場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告したときは、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（引渡不能の貨物の取扱い）

第四十条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は荷受人が貨物の受取を拒んだ場合において、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その貨物の処分について指図をすべきことを催告したときは、その期間内に荷送人から指図がないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を競売することがあります。

（中止手数料）

第四十一条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人から中止手数料を収受します。ただし、荷送人が運送の開始前に中止の指図をしたときは、この限りでありません。

2　前項の中止手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とします。

一　運送の開始前に中止の指図をしたとき　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセントに相当する額

二　運送の開始後に中止の指図をしたとき　当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセントに相当する額

（荷受人の引渡し）

第四十二条　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

2　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

3　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

4　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

5　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

6　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

7　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

8　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

9　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

10　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

11　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

12　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

13　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

14　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

15　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

16　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

17　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

18　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

19　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

20　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

21　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

22　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

23　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

24　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

25　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

26　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

27　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

28　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

29　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

30　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

31　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

32　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

33　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

34　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

35　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

36　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

37　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

38　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

39　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

40　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

41　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

42　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

43　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

44　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

45　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

46　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

47　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

48　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

49　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

50　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

51　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

52　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

53　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

54　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

55　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

56　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

57　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

58　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

59　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

60　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

61　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

62　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

63　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

64　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

65　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

66　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

67　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

68　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

69　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

70　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

71　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

72　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

73　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

74　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

75　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

76　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

77　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

78　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

79　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

80　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

81　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

82　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

83　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

84　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

85　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

86　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

87　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

88　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

89　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

90　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

91　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

92　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

93　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

94　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

95　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

96　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

97　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

98　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

99　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

100　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

101　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

102　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

103　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

104　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

105　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

106　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

107　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

108　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

109　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

110　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

111　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

112　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

113　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

114　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

115　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

116　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

117　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

118　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

119　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

120　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

121　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

122　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

123　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

124　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

125　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

126　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

127　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

128　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

129　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

130　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

131　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

132　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

133　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

134　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

135　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

136　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

137　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

138　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

139　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

140　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

141　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

142　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

143　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

144　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

145　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

146　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

147　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

148　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

149　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

150　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

151　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

152　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

153　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

154　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

155　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

156　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

157　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

158　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

159　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

160　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

161　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

162　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

163　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

164　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

165　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

166　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

167　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

168　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

169　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

170　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は、消滅します。

171　荷受人が貨物の引渡しを受けたときは、荷送人に対する運賃、料金等の支払義務は